

10月1日 川崎市子ども発達・相談センター 「きっずサポートかわさき／きっずサポートさいわい」を開設します



近年、社会的な認識の高まり等により、子どもの発達課題に関する相談が増えています。そこで、本市では保護者のニーズに適切に対応することを目的に、新たな相談支援機関を川崎区・幸区に設置します。

1 対象者

川崎区・幸区それぞれの区在住の、発達に心配がある18歳未満の子どもとその保護者

2 支援内容

子どもに関する様々な悩みに対し、相談員がお話を伺い、保護者の方と一緒に子どもに必要な福祉サービスや対応方法を考えます。また、通園している保育所・幼稚園等へ、対応方法について助言や提案を行います。未就学児については、必要に応じて併設する児童発達支援事業所を活用しながら支援します。

3 利用方法

子ども発達・相談センターへ、電話またはFAXで相談日の予約が必要です。

併設する児童発達支援事業所の利用対象者は、子ども発達・相談センターへ相談された方です。

4 場所（住所・電話番号）

	川崎区	幸区
子ども発達・相談センター	きっずサポートかわさき 川崎区宮前町8-11 第5平沼ビル6階 TEL・FAX：未定 ※開設準備中（12月開設予定）	きっずサポートさいわい 幸区幸町2-593 モリファーストビル5階 TEL 044-276-7127 FAX 044-276-8027
児童発達支援事業所	川崎区砂子1-7-5 タカシゲビル3階	幸区幸町2-593 モリファーストビル5階

※ 川崎区にお住まいの方について

12月までは、相談予約を きっずサポートさいわい で受け付けます。

（TEL 044-276-7127/FAX 044-276-8027）

相談場所は、きっずサポートさいわい、または川崎市総合リハビリテーション推進センター（川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター2階）となります。

5 開所日時

月～金曜日 8時半～17時（祝日・年末年始を除く）

※児童発達支援事業所（事業委託）は火～土曜日（祝日・年末年始を除く）

6 その他

中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区在住で、18歳未満の子どもの発達に関する相談を希望される方は、お住まいの地区の地域療育センターで相談を受け付けます。

問合せ先

川崎市健康福祉局

総合リハビリテーション推進センター南部地域支援室 大城

電話 044-200-0832

障害保健福祉部障害計画課 谷

電話 044-200-2663